

会 議 録

会議の名称	令和6年度第2回国民健康保険運営協議会																												
開催日時	令和6年11月14日（木） 午後3時から午後4時まで																												
開催場所	座間市役所5階 5-2及び5-3会議室																												
出席者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">公益代表</td> <td style="width: 25%;">瀬戸 晃</td> <td style="width: 25%;">荻原 健司</td> <td style="width: 25%;">星野 久美子</td> </tr> <tr> <td></td> <td>長瀬 未紗</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>被保険者代表</td> <td>鈴木 健夫</td> <td>米井 郁代</td> <td>吉川 浩正</td> </tr> <tr> <td></td> <td>吉田 奈々子</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保険医代表</td> <td>中村 雄大</td> <td>渡 潤</td> <td>永野 芳郎</td> </tr> <tr> <td></td> <td>柏木 紀久</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>被用者保険等保険者代表</td> <td>加藤 寿和</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益代表	瀬戸 晃	荻原 健司	星野 久美子		長瀬 未紗			被保険者代表	鈴木 健夫	米井 郁代	吉川 浩正		吉田 奈々子			保険医代表	中村 雄大	渡 潤	永野 芳郎		柏木 紀久			被用者保険等保険者代表	加藤 寿和		
公益代表	瀬戸 晃	荻原 健司	星野 久美子																										
	長瀬 未紗																												
被保険者代表	鈴木 健夫	米井 郁代	吉川 浩正																										
	吉田 奈々子																												
保険医代表	中村 雄大	渡 潤	永野 芳郎																										
	柏木 紀久																												
被用者保険等保険者代表	加藤 寿和																												
事務局	健康部長、健康部参事兼保険年金課長、保険年金係長、国保給付係長、保険年金係主事補																												
議題	<ul style="list-style-type: none"> (1) 会長代理の選出について (2) 座間市国民健康保険税率及び税額について 																												
会議の内容	<ul style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委嘱状交付 3 市長あいさつ 4 定足数の確認 5 議題 <ul style="list-style-type: none"> (1) 会長代理の選出について (2) 座間市国民健康保険税率及び税額について <p style="text-align: center;">【事務局より説明】</p>																												

【会長】

事務局からの説明について、先に質疑を伺う。その後、意見を伺う。
質疑があればお願いします。

【委員】

令和8年度に神奈川県標準保険料率と統一するということだが、令和6年度の税率改定で収納率が落ちたことを見ると、令和8年度の税率改定で、もっと払えない方が増えると思うが、何か対策を考えているか。

【事務局】

支払いが困難な方に対しては、分割納付の相談や執行停止処分など、被保険者への対応について、債権管理課と密に連絡をとりながら、体制を整えたいと考えている。

【委員】

ぜひ寄り添っていただきたい。
子どもの均等割軽減は、県の標準保険料率に統一された後はどうなるか。

【事務局】

継続されると認識している。

【委員】

子どもの均等割をなくすよう国に意見を出して欲しい。

【事務局】

検討する。

【委員】

口座振替不納や督促状の発送件数が増えているが、滞納世帯の所得階層別の傾向はあるか。

【事務局】

所得階層別の分析はしていない。

【委員】

分析はしていないということだが、今後税率を上げていくということになれば、なぜ払えないのか、所得階層別の分析が必要になってくると思うがいかがか。

【事務局】

保険税は前年所得によって課税される。前年所得による分析よりも、現在の所得を把握することがポイントになる。所得階層別に分析することではなく、現時点での状況での対応を債権管理課で行っている。

分析して見えてくるところもあるかもしれないが、個々に応じた相談に重きを置いている。

【会長】

他に質疑はあるか。

なければ意見があればお願いします。

【委員】

先ほど市長から諮問を受け、神奈川県を示す標準保険料率と同率及び同額とする年度を令和8年度としたいとされたが、令和7年度の座間市国民健康保険税の税率及び税額はどのようになるか伺う。

一般会計からの法定外の繰入れは極力避けるべきだと考えるが、今年度の税率改定以降、収納率が下がり、督促状の発送件数が増えていることを踏まえると、令和7年度は据置きとした方が良いのではないか。

令和7年度に上げると、再び収納状況が低下していく可能性もあるかと思う。令和8年度に県の標準保険料とするならば令和7年度は据置きとするべきと考えるがいかがか。

【事務局】

令和7年度については、標準保険料率の統一に向けた取組みと、令和7年度の国民健康保険事業費納付金、基金の財源になる一般会計の余力が重要になってくると思う。

収納率などを鑑みると、委員の御意見を受け、据置とすることで検討させていただきたい。

【委員】

令和8年度に県の標準保険料率と同額及び同率にするということについてだが、令和6年度の税率改定で税率を上げたことへの影響が出ている。その状況が今後さらに出てくる可能性もある中で、令和8年度に上げることを決めるには、時期尚早なのではないかという意見。

国民健康保険の構造的な問題、低所得者層が多いこと、医療費がかかること、高齢化が進んでいるという中においては、抜本的な改革を県や国に求めてきていただきたいと考える。

【事務局】

国及び県に引き続き要望を上げていくことで良いか。

【委員】

良い。

【会長】

では、採決に入る。諮問内容の「座間市国民健康保険税率及び税額について」賛成の方の挙手を求める。

【賛成多数】

【会長】

賛成多数ということで、この諮問については可とする。

附帯意見として、神奈川県を示す標準保険料率と同率及び同額とする令和8年度に向け、令和7年度の座間市国民健康保険税率及び税額については据置きとすることと、加入者の低所得化及び高齢化による構造的な問題を抱える中、国民皆保険制度を維持し、持続可能な制度とするために、国庫負担の増をはじめ国民健康保険制度の抜本的な改革を国に求めることを附帯意見として付けることに賛成の方の挙手を求める。

【賛成多数】

【会長】

賛成多数で可決。答申書の文案については、会長に一任していただきたいと思うが良いか。

【異議なし】

【事務局】

それでは、後日、会長から市長へ答申書を渡していただくことで良いか。

【異議なし】

6 報告

(1) 被保険者証廃止に伴う事務について

【会長】

報告(1)「被保険者証廃止に伴う事務について」、事務局から説明を求める。

【事務局より説明】

【会長】

事務局からの説明について、意見・質問があればお願いします。

【委員】

マイナンバーカードのマイナ保険証の紐付けは分かりづらいところがある。十分注意してやっていただきたい。

マイナ保険証の利用登録解除をしたい方は、どんな趣旨で解除したいのか何か聞いているか。

【事務局】

利用登録解除の申請書には解除の理由を書く欄がない。

医療機関を受診したときに不便を感じたなどが想定されるが、書く欄がないので不明。

【委員】

資格確認書はいつまで利用できるのか。

【事務局】

資格確認書は一年更新を予定している。要配慮者の方については、自動

更新とする。マイナンバーカードと健康保険証を紐付けていない方も自動的に更新していく予定。

【委員】

そうすると一年毎に郵送で送られてくる。

医療機関は両方が混在していると非常にやりにくい。国の方針であれば、毎年出さざるを得ないと思うが、利用登録解除という仕組みがあること自体理解ができない。

あれだけの費用をかけて整備したのに、解除するような方向、その人達のために、二重で用意しなくてはならない。医療機関も二重で受け入れるような手段を取らなくてはならない。

事務スタッフは限られているので、事務作業がストップしてしまうこともある。

そういうことを考えると、この利用登録解除を用意しておくこと自体が、今の時代に逆らっていると思う。

医療機関としてはそのように感じる。

【事務局】

はい。

【委員】

紐付けをしていないのに、マイナンバーカードを持っているだけで、保険証になっていると思っている方がいる。注意していただきたい。

マイナポータルで確認できるので、自分で試すのも良いと思う。

【事務局】

はい。

【委員】

滞納者に対して交付されている短期被保険証、資格証明書の扱いはどうなるか。

【事務局】

短期被保険者証はなくなる。資格証明書は特別療養となる。

【委員】

資格確認書の有効期限はどうなるのか。

一般の被保険者は一年間、短期被保険者証は6か月だが、滞納者の資格確認書も短期となるのか。

【事務局】

有効期限は一年となる。ただし、資格証明書の世帯は特別療養となり、医療機関へ受診したときは10割負担となる。

【会長】

他には。

【 質疑なし 】

7 閉会